

◆生命保険の知識と制度

生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けするごとに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始(責任開始)します。

ご契約申込みの撤回(クーリングオフ制度)

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「注意喚起情報」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

*募集代理店にてお申込みいただいた場合は、お申込時にお渡しております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

*お申込時にご契約のしおり(一定款)・約款冊子を希望された場合はその冊子の交付日となります。

保険料のお払込み方法(経路)

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、振替用紙による送金扱い等の方法(経路)があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方が無条件で契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、当社がおたずねすることについてあります。正しくお知らせ(告知)ください。

故意または重大な過失によって事実を告知されなかつた場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

*生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金(給付金)などをお支払いできない場合

例えば、次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合(ただし、責任開始期前の「疾病」を原因とする入院や手術等を行った場合に、正確かつ十分な告知を行っていたときや、病院へ受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。なお、「傷害」を原因とする場合は告知の有無にかかわらずお支払いできません。)

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合など

*詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」または「注意喚起情報」をご覧ください。

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給

付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対のお申し出がない限り、以下の取扱いをします。

(1)保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、当社が自動的に保険料のお立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます。(複利計算)

(2)ライブワン・Qパックの場合

主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるとき*自動的に主契約の積立金(保険ファンド)から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

*保険ファンド[01]では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の復活を請求いただけます。(保険種類によって異なります。)この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

解約返戻金

お払い込みいただいた保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されると、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約時の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、災害・疾病関係特約等には、解約返戻金はありません。(一部例外があります。)

なお、ご契約貸付、保険料のお立替え制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

<ライブワン・Qパック主契約について>

ご契約後3年末満で解約されると、積立金の一定割合(当社所定の控除率)を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸し付けいたします。この場合、契約者貸付には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することができます)で利息をいただきます(複利計算)。

生命保険料控除について

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

*詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」またはホームページをご覧ください。